

## 令和4年度第2回生駒市都市計画審議会 会議録

### 1. 会議の年月日、開催時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和4年11月18日(金)
- (2) 開催時刻 午前9時00分から午前10時15分
- (3) 場所 市役所 大会議室

### 2. 委員の出欠

#### (1) 出席者

(委員) 増田会長・吉村副会長・伊木委員・沢田委員・井原委員・嘉名委員・  
佐藤委員・西村委員・松中委員・川本委員・鐵東委員・森岡委員

(事務局) 北田都市整備部長・澤都市計画課長・杉原都市計画課課長補佐・  
吉田都市計画課計画係長・岩川都市計画課主事・清水建築課長・  
阪本建築課主幹・  
米田建設部長・谷事業計画課長

#### (2) 欠席者

諏訪委員・田中委員・中本委員

### 3. 会議の成立

上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。(生駒市都市  
計画審議会条例第6条第2項)

### 4. 会議の公開・非公開の別 公開

### 5. 傍聴者数 2人

## 6. 配布資料

(1) 会議次第

(2) 委員名簿

(3) 説明用資料1 第2号案件

「大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問 生駒市決定）」

(4) 説明用資料2 第3号案件

「特定生産緑地の指定について（意見聴取）」

(5) 説明用資料3 その他案件（1）

「大和都市計画区域区分・用途地域等の見直しについて（事前説明）」

(6) 説明用資料4 その他案件（2）

「大和都市計画用途地域及び高度地区の変更（壱分北地区）について（状況報告）」

## 7. 次第

1. 開会

2. 案件

第1号案件 副会長の選出について

第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問 生駒市決定）

第3号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）

3. その他

(1) 大和都市計画区域区分・用途地域等の見直しについて（事前説明）

(2) 大和都市計画用途地域及び高度地区の変更（壱分北地区）について（状況報告）

4. 閉会

## 8. 審議結果等

### (1) 第1号案件 副会長の選出について

- ・案件について事務局から説明
- ・副会長に吉村委員が指名される。（生駒市都市計画審議会条例第5条第3項）

### (2) 第2号案件 大和都市計画生産緑地地区の変更について（諮問 生駒市決定）

- ・案件について事務局から説明
- ・質疑及び意見

なし

**(3) 第3号案件 特定生産緑地の指定について（意見聴取）**

- ・案件について事務局から説明
- ・質疑及び意見

なし

**(4) その他案件（1）大和都市計画区域区分・用途地域等の見直しについて（事前説明）**

- ・案件について事務局から説明
- ・質疑及び意見

なし

**(5) その他案件（2）大和都市計画用途地域及び高度地区の変更（壱分北地区）について  
（状況報告）**

- ・案件について事務局から説明
- ・質疑及び意見

会 長） 道路計画の代替案の検討について自治会より要望があり、市の考え方をまとめて回答したとのことだが、それ以降に自治会より連絡はあったか。

事 務 局） 連絡はない。

会 長） 順調に進んでいると思うが、開発に関して事前協議書の提出の目途は立っているか。

事 務 局） 資料には記載していないが、交通量推計が完了するなどの手続きは進んでいる。交通安全対策については、生駒警察署、奈良県、生駒市、開発事業者の四者で協議を進めているところである。

委 員） 市民より、生駒東小学校前に繋がる道路と土砂災害の危険性について心配の声があった。そのことについては、奈良県と協議しているか。

事務局) 詳細設計がまだ提出されてない状況のため、提出後に技術基準に基づいて協議が行われる。

委員) 開発地内を通る幹線道路に関連して、旧国道 168 号線の交通安全はどうなるのか。

事務局) 現在、東生駒南 36 号線と旧国道 168 号線を繋ぐ開発の計画があるが、交通安全上、道路通行に対する規制などについて先程説明のあった四者での協議の中で検討していく段階である。

委員) 国道 168 号線バイパスと直接つながらないとなると、旧国道 168 号線での交通量が多くなりスムーズに流れていかないのではないかと。生駒東小学校前でひどい混雑にならないか。道路の車線数などを含め、心配である。

事務局) 旧国道 168 号線については、もともとセンターラインのある道路であったが、過去にあった通学路での事故を受け、センターラインを廃止して路側帯を広げている。ご指摘の通り、交通量の増加については我々も懸念しており、歩行者の安全対策を考慮したうえで四者での協議を進めている段階である。

委員) 開発に関して、東生駒南 36 号線と旧国道 168 号線を繋がない形での計画はできないのか。

会長) 先程の事務局からの説明にあったように、数ヘクタールに及ぶ開発の中では、両側に歩道を設けた幅 12 メートル以上の道路が必要であるとのこと。道路計画の代替案として要望のあった、さつき台 18 号線では幅員が確保できないこと、今回のような大規模な開発には地区内補助幹線道路に関しては、現在の設計が必要だということだと思う。事務局よろしいか。

事務局) その通りである。

委員) 代替案ではなく、東生駒側へ行けないような開発はできないのか。

事務局) 本日出席の都市計画の専門の委員の方々はおわかりだと思うが、開発の可否というよりは、道路ネットワーク形成の観点から、基本的に行き止まりを作らず、道路を接続して交通を上手く流していくという考え方である。

会長) 専門の委員はいかがか。

委員) 道路は、「繋ぐ」ことが基本的な考えである。小規模な開発であれば道路の接続点を1つにすることも無くはないが、今回の開発に関しては、開発地内への接続点が2つでも混雑するため、接続点を1つに絞ることは現実的ではないと思う。どちらにせよ、安全上の課題について検討をして、安全性の高い交通ネットワークの形成をするべきである。

委員) 地区内補助幹線道路を、国道168号線バイパスまで繋げるなら交通はスムーズになると思うが、開発業者にそこまでさせることはできないと思う。こういった交通の問題に対する地域住民の不安などを市は把握しているのか。最終的には、この地域だけの問題ではなくなる。

事務局) この開発が完了した際の、交通量について、ある程度の検証と予測は既に行っている。それを基に、歩行者の安全確保等について四者協議を進めている。安全対策について、最重要課題であることは我々も十分認識している。

会長) 本日、指摘があったのは、地区内の補助幹線道路に関連した安全対策について。これについては、警察・県・市・事業者の四者で協議を行っており、周辺地域の交通負荷や交差点容量を考慮しつつ、安全性の向上について検討を進めるということである。

また、もう一点、防災上の視点もあったため、詳細設計の提出があった段階で技術基準に照らして検討をしていくようお願いする。

地元への懇切丁寧な説明と技術水準に基づく各課協議、奈良県との協議をきっちり真摯に進めていただきたいというのが、本審議会の総意だと思うがよろしいか。

委 員) 異議なし

会 長) 以上で本日の案件は全て終了する。